2　第五十五条第一項及び第五十七条第一項の募集及びこれに対する応募その他第五十五条第八項及び第五十七条第五項に規定する新人弁護士等養成弁護士及び新人弁護士等養成事務所の登録のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

3　この規則の施行の際現に行われている旧ひまわり基金規則第七条の二に規定する養成及び同条第二項に規定する援助金の交付並びに施行日前に交付された同項の援助金についての同条第四項の規定による返還の手続並びに施行日前に行われた旧経済的支援規則第四条第一項に規定する申請に係る手続及び当該手続により給付された援助金に係る報告等の手続並びに旧経済的支援規則第七条第三項、第十二条第三項及び第十七条第四項に規定する申請に係る手続並びに当該手続により給付された補助金に係る償還又はその猶予若しくは免除、報告等の手続については、なお従前の例による。ただし、基金からの支出については、この規則の施行の際現に行われている旧ひまわり基金規則第七条の二に規定する養成について施行日後に行われる同条第二項に規定する援助金の交付にあっては第六十条第二項の規定による新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付と、施行日前に行われた旧経済的支援規則第四条第一項、第七条第三項、第十二条第三項及び第十七条第四項に規定する申請に係る手続における施行日後の次の各号に掲げる給付にあっては当該各号に定める給付又は貸付けと、それぞれみなす。

一　旧経済的支援規則第四条第二項の規定による偏在対策拠点事務所開設援助金の給付　第七十条第二項の規定による偏在対策拠点事務所開設援助金の給付

二　旧経済的支援規則第八条第二項の規定による偏在対応弁護士養成事務所拡張支援補助金の給付　第六十四条第二項の規定による新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付

三　旧経済的支援規則第十三条第二項の規定による偏在対応弁護士養成費用支援補助金の給付　第六十条第二項の規定による新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付

四　旧経済的支援規則第十八条第二項の規定による偏在対応弁護士定着等準備支援補助金の給付　第五十一条第二項の規定による新人弁護士等準備支援補助金の貸付け

4　施行日以後に旧経済的支援規則第六条第一項に規定する偏在対応弁護士養成事務所拡張支援補助金、旧経済的支援規則第十一条第一項に規定する偏在対応弁護士養成費用支援補助金又は旧経済的支援規則第十六条第一項に規定する偏在対応弁護士定着等準備支援補助金についての償還は、第六十五条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による返還又は第五十二条第一項の規定による返済とみなす。

（弁護士過疎・偏在対策に関する活動に係る経過措置）

第八条　第七十二条の規定については、施行日以後に行われる同条第三項の申請に係る手続から適用する。

（会計に関する経過措置）

第九条　この附則に規定するほか、施行日前に旧ひまわり基金規則又は旧経済的支援規則の規定により支出され、その返還等により附則第二条第一号の規定による廃止前の日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱第一項の「日弁連ひまわり基金」又は規程附則第二項の規定による廃止前の弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程（会規第八十二号）第四条の特別会計に属すべきこととなる金員について返還等があったときは、当該金員は、第七十四条第一項第五号から第七号まで又は第十号に掲げる収入のいずれかとみなす。

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正公告

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十七日

日本弁護士連合会

題名を次のように改める。

東日本大震災に伴う弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則

目次中「ひまわり基金規則の開設費援助等及び偏在解消規則の貸付け等」を「過疎・偏在対策事業規則による開設費援助等」に改める。

第一条第一項を次のように改める。

この規則は、東日本大震災（以下「本件震災」という。）により被災（原子力発電所の事故に起因する障害の発生を含む。以下同じ。）した次に掲げるものについて、弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号。以下「過疎・偏在対策事業規則」という。）の特例を定めることにより、本件震災により被災した地域において弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程（会規第九十四号）の趣旨を全うすることを目的とする。

一　第一種弁護士過疎地域に設置された法律相談センター（以下「第一種法律相談センター」という。）及び過疎・偏在対策事業規則附則第二条第二号の規定による廃止前の「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号。以下「旧ひまわり基金規則」という。）第四条第一項の法律相談センターであったもので、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第一種弁護士過疎地域に該当していたことがある地域に所在するもの（以下「ひまわり第一種法律相談センター」という。）

二　第二種弁護士過疎地域に設置された法律相談センター（以下「第二種法律相談センター」という。）及び旧ひまわり基金規則第四条の二第一項の法律相談センターであったもので、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第二種弁護士過疎地域に該当していたことがある地域に所在するもの（以下「ひまわり第二種法律相談センター」という。）

第一条第二項中「ひまわり基金規則及び日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱（以下「ひまわり基金設置要綱」という。）」を「過疎・偏在対策事業規則」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　過疎・偏在対策事業規則による開設費援助等に関する特例

第二条から第七条までを次のように改める。

（法律相談センターの開設費援助等の特例）

第二条　本件震災による被災を原因として行われるひまわり第一種法律相談センター（旧ひまわり基金規則附則第三項の適用がある地域に所在するものを除く。）の移転については、過疎・偏在対策事業規則第四条第一項第一号イの規定にかかわらず、過疎・偏在対策事業規則第五条第一号の援助金を一回に限り支出する。

2　本件震災による被災を原因として行われるひまわり第二種法律相談センターの移転については、過疎・偏在対策事業規則第四条第一項第一号イ及び第六条第一号の規定にかかわらず、過疎・偏在対策事業規則第五条第一号の援助金を一回に限り支出する。

3　本件震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された区域（東京都の区域を除く。以下この条において同じ。）を含む地域に所在する第二種法律相談センター（次項及び過疎・偏在対策事業規則第四条第二項の規定により第一種法律相談センターとして法律相談センター援助を受けるものを除く。）は、過疎・偏在対策事業規則第四条第一項第一号イ及び第六条第二号の規定にかかわらず、過疎・偏在対策事業規則の規定（過疎・偏在対策事業規則第五条第一号、第二号及び第四号を除く。）の適用については、当分の間、第一種法律相談センターとみなす。

4　前項の地域に所在するひまわり第一種法律相談センター（旧ひまわり基金規則附則第三項の適用がある地域に所在するものを含む。）は、過疎・偏在対策事業規則の規定の適用については、平成二十七年三月三十一日までの間は、第一種法律相談センターとみなす。